

第2期

# 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日から2023年3月31日まで

## 開催情報

### 日時

2023年6月27日（火曜日）

午前9時30分 受付開始

午前10時 開会

### 場所

東京都港区浜松町二丁目3番1号

浜松町コンベンションホール &

Hybridスタジオ 5階 大ホールAB

## 重要なお知らせ

本年の株主総会は、例年とは異なる場所での開催となっております。

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。



証券コード：7127

証券コード 7127  
2023年6月12日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

株 主 各 位

千葉県市川市八幡二丁目5番6号  
株式会社 一家ホールディングス  
代表取締役社長 武 長 太 郎

## 第2期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第2期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ikka-holdings.co.jp/ir/library/meeting/>



また、当社ウェブサイトのほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、銘柄名（一家ホールディングス）又は証券コード（7127）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年6月26日（月曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号  
浜松町コンベンションホール & Hybridスタジオ 5階 大ホールAB  
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の  
うえ、お間違えのないようご注意ください。）

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第2期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第2期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 会計監査人選任の件
- 第4号議案** 資本金及び資本準備金の額の減少の件

以 上

本定時株主総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産やお飲み物のご用意はございません。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきまして、法令及び当社定款第16条の規定に基づき記載しておりません。したがって、ご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。  
<https://s.srdb.jp/7127/>





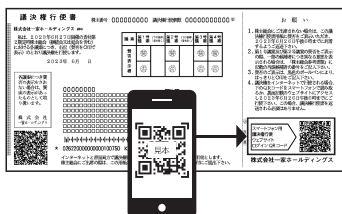


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

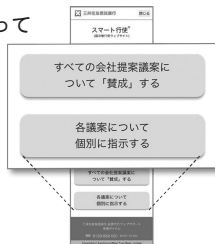
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に  
記載のQRコードを讀取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。



## 「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

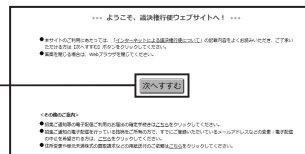
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(注) QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

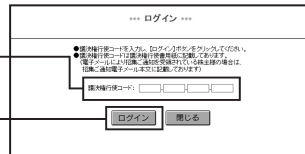
議決権行使  
ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を  
入力  
「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。

パスワード変更画面が出ます  
ので、お手元の議決権行使書  
用紙に記載された「パスワード」  
を入力し、株主様がご使用に  
なる「パスワード」を入力いた  
だき「登録」をクリック



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
**0120-652-031** フリーダイヤル  
(受付時間 午前9時～午後9時)

(注) インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、異議はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	たけなが たろう 武 長 太 郎 (1977年1月24日生) 【再任】	1997年10月 有限会社ロイスカンパニー（現株式会社一家ダイニングプロジェクト）設立 代表取締役社長就任（現任） 2021年10月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） (選任理由) 長年にわたる当社グループの経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに当社全体の監督を適切に行うことができるものとして、当社取締役候補者として適任と判断いたしました。	1,135,800株
2	あきやま あつし 秋 山 淳 (1979年3月2日生) 【再任】	2000年7月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2009年3月 同社取締役総料理長就任 2015年5月 同社専務取締役営業統括就任 2018年6月 同社取締役副社長営業統括就任（現任） 2021年10月 当社取締役副社長営業統括就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社グループの営業部門の責任者としての任務を通じ、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	2,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	の 野 瀬 健 (1974年2月21日生) 【再任】	2000年10月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2011年10月 同社執行役員人財育成部長就任 2014年4月 同社取締役人財育成部長就任 2021年10月 当社取締役人財育成部長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社グループの人財育成部門の責任者としての任務を通じ、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	1,400株
4	たか はし ひろ まさ 高 橋 広 宜 (1980年2月29日生) 【再任】	2001年8月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2015年4月 同社執行役員総務部長就任 2015年5月 同社常勤監査役就任 2016年4月 同社執行役員管理部長就任 2016年6月 同社取締役管理部長就任 2021年10月 当社取締役管理部長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社グループの管理部門の要職を歴任し、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	1,400株
5	いわ た あきら 岩 田 明 (1971年11月4日生) 【再任】	2001年5月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2007年1月 同社常務取締役就任 2016年3月 同社常勤監査役就任 2016年11月 同社取締役経営企画室長就任 2021年10月 当社取締役経営企画室長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社グループの管理部門の要職を歴任し、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	1,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	し み ず ま さ と <b>清水 将 登</b> (1976年12月17日生) <b>【再任】</b>	2000年3月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2007年1月 同社取締役営業統括部長就任 2018年7月 同社執行役員総務・労務グループマネージャー兼内部監査室長就任 2021年10月 同社監査役就任（現任） 当社執行役員総務部長就任 2022年6月 当社取締役総務部長就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社グループの営業部門・管理部門の要職を歴任し、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	1,100株
7	わ た な べ け い い ち <b>渡 邊 桂 一</b> (1979年6月25日生) <b>【再任】</b>	2003年4月 株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 2016年4月 同社執行役員店舗開発部長就任 2022年3月 当社執行役員店舗開発部長就任 2022年6月 当社取締役営業開発部長就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社グループの営業部門の任務を通じ、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	1,200株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	あか つか げん き <b>赤 塚 元 気</b> (1976年11月5日生) <b>【再任】</b> <b>【社外】</b> <b>【独立役員】</b>	1999年4月 ジャパン興業株式会社（現株式会社DREAM ON COMPANY）入社 2006年1月 ジャパン興業株式会社（現株式会社DREAM ON COMPANY）代表取締役就任（現任） 2016年11月 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役（社外取締役）就任 2018年9月 株式会社DREAM ON設立 代表取締役就任（現任） 2021年10月 当社取締役（社外取締役）就任（現任） 2021年11月 株式会社ONE HUNDRED BAKERY設立 代表取締役就任（現任） 株式会社まるサポ（現株式会社さぼマル）取締役就任（現任） 2022年11月 株式会社ESPRESSO D WORKS設立 代表取締役就任（現任） 株式会社ハンバーグ食べたい設立 代表取締役就任（現任）  （選任理由及び期待される役割） 飲食業界、サービス業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、業務執行に対する独立した立場から当社の経営全般に関する助言により、取締役会の機能を一層強化し、当社の継続的な成長と企業価値向上への寄与が期待されるため、社外取締役候補者としております。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赤塚元気氏は、社外取締役候補者であります。
3. 赤塚元気氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。
4. 当社は、赤塚元気氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き同氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、赤塚元気氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>ご ほう しげ お 五 宝 滋 夫 (1958年1月31日生)</p> <p>【再任】 【社外】 【独立役員】</p>	<p>1981年4月 麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）入社</p> <p>2016年6月 シライ電子工業株式会社 監査役（社外監査役）就任</p> <p>2016年11月 株式会社一家ダイニングプロジェクト 常勤監査役（社外監査役）就任</p> <p>2017年6月 株式会社Kaizen Platform 監査役（社外監査役）就任（現任）</p> <p>2019年6月 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役監査等委員 就任</p> <p>2021年6月 シライ電子工業株式会社 社外取締役監査等委員就任（現任）</p> <p>2021年10月 当社 社外取締役監査等委員就任（現任） （選任理由及び期待される役割）</p> <p>2016年11月より当社グループの監査役・監査等委員を務めており、上場会社の社外監査役の経験から、コンプライアンス・リスク管理及び内部統制についての高い見識から監査を行っております。業務執行に対する独立した立場から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言によりコーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性及び健全性の維持・向上への寄与が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ゆぎ りゅう た 由 木 竜 太 (1975年10月6日生) <b>【再任】</b> <b>【社外】</b> <b>【独立役員】</b>	2000年10月 東京弁護士会入会 弁護士登録 2011年1月 フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁 護士就任 (現任) 2016年11月 株式会社一家ダイニングプロジェクト 監査 役 (社外監査役) 就任 2019年6月 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外 取締役監査等委員就任 2019年8月 株式会社サーキュレーション 監査役 (社外 監査役) 就任 (現任) 2021年10月 当社 社外取締役監査等委員就任 (現任) (選任理由及び期待される役割) 弁護士の資格を有しており、法律に関する豊富な経験と高 い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、業 務執行に対する独立した立場から、経営全般に対する適法性 及び妥当性に関する監査及び助言によりコーポレート・ガバ ナンスを一層強化し、経営の透明性及び健全性の維持・向上 への寄与が期待されるため、監査等委員である社外取締役候 補者としております。	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	こうのみほ 神野美穂 (1976年6月28日生) 【再任】 【社外】 【独立役員】	<p>2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2005年4月 公認会計士登録</p> <p>2005年5月 神野公認会計士事務所設立 所長就任（現任）</p> <p>2013年6月 株式会社サイオンアカデミー設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>2019年6月 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役監査等委員就任</p> <p>2021年10月 当社 社外取締役監査等委員就任（現任） （選任理由及び期待される役割） 公認会計士の資格を有しており、長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い見識を有しております。企業会計及び税務の専門家として、業務執行に対する独立した立場から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言によりコーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性及び健全性の維持・向上への寄与が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏は社外取締役候補者であります。
3. 五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。が、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。
4. 当社は、五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合には、引き続き各氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

また、監査等委員会が晴磐監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業内容や規模にも照らして、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

(2023年4月30日現在)

名称	晴磐監査法人
事務所	東京都新宿区大久保一丁目2番1号 天翔東新宿ビル
沿革	2021年7月 設立
概要	出資金 6百万円 構成人数 社員 (公認会計士) 6名 職員 (公認会計士) 7名 (その他の職員) 2名 合計 15名

## 第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の理由

当社の今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様の所有株式数や1株当たりの純資産額に影響を与えることはございません。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額172,149,450円のうち142,149,450円を減少し、減少後の資本金の額を30,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月15日（予定）

### 3. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額122,149,450円の全額を減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月15日（予定）

以 上

# 事業報告

2022年4月1日から  
2023年3月31日まで

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化や、ロシア・ウクライナ情勢、急速な円安の進行の影響などの懸念により、未だ景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、新型コロナウイルス感染者数は4月より徐々に減少傾向で推移したものの、7月頃から第7波の影響により感染者数が急増いたしました。その後、感染者数は徐々に減少したものの、需要は未だ回復途中であり、加えて、原材料費の高騰や人材不足及び採用コストの増加など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、『あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団』というグループミッションのもと、より多くのお客様におもてなしによって感動を提供するために、優秀な人材の確保及びサービス力向上に注力するとともに、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら営業を行ってまいりました。

飲食事業においては、新規出店及び既存店の業態変更、既存店のサービス力向上及び店舗オペレーションの改善、自社アプリなどの会員獲得によるリピーター客数の増加に継続して注力してまいりました。

新規出店・業態変更に関しては、神奈川県エリアへの新規出店（屋台屋博多劇場横浜店）、ドミナントエリアへの新規出店（韓国屋台ハンサム町田店・渋谷店、大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん亀戸店）及びアフターコロナにおけるニーズに対応した、にのや業態の新規出店（寿司トおでんにのや大前店）のほか、既存店のこだわりもん一家船橋店を「寿司トおでんにのや」に、屋台屋博多劇場本川越店・新橋店を「韓国屋台ハンサム」へ業態変更し、Remo cafeおたかの森店及びこだわりもん一家成田店、屋台屋博多劇場八重洲店を閉店したことにより直営店は合計で74店舗となりました。

前連結会計年度においては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出等を受け、全店で臨時休業及び酒類提供の自粛を含む要請の範囲内での時短営業を実施いたしました。当連結会計年度においては、全店通常営業を行いました。



その結果、既存店（屋台屋博多劇場業態・こだわりもん一家業態・大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん業態）客数は前年比104.2%増となり、既存店客単価は前年比0.2%減で推移し、既存店売上高は前年比103.8%増となりました。

ブライダル事業においては、近年、結婚式のニーズの多様化により少人数婚のニーズが高まり、婚礼1組当たりの組人数が減少傾向にある中、婚礼の主力広告媒体との連携強化による来館数・成約率の向上、サービス力向上及びコスト削減、宴席の新規案件の取り込み及びリピート客数の増加、レストランのサービス力、商品力の向上及び新規客数の増加にも継続して注力いたしました。

その結果、施行件数は前年同期比で大幅に増加し、施行件数は新型コロナウイルスの感染拡大以前の水準まで戻りつつあります。また、組人数・組単価についても、依然として少人数での挙式のニーズは多い状況ではあるものの、徐々に回復し、前年同期比で増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は8,376,142千円（前年同期比89.3%増）、営業利益は166,865千円（前年同期は営業損失729,656千円）、経常利益は131,369千円（前年同期は経常損失751,781千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は80,046千円（前年同期比57.8%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① 飲食事業

売上高は6,387,210千円（前年同期比108.4%増）、セグメント利益（営業利益）は52,504千円（前年同期のセグメント損失（営業損失）は553,841千円）となりました。

#### ② ブライダル事業

売上高は1,988,932千円（前年同期比46.3%増）、セグメント利益（営業利益）は99,168千円（前年同期のセグメント損失（営業損失）は183,599千円）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当社は5店舗の新規出店及び3店舗の業態変更を実施いたしました。この結果、当社は222,280千円（内差入保証金29,951千円）の設備投資を実施いたしました。

なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

### (3) 資金調達の様況

複数の金融機関より1,395,000千円の借入及び第三者割当による新株の発行等による234,504千円の資金調達を行いました。これらは、新型コロナウイルス感染症の影響による売上収入等の減少及び不測の事態に備える資金及び店舗開設の設備資金等に充当いたしました。

### (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

2022年4月1日付で株式会社Egoの株式を取得し、同社を連結子会社としております。

### (5) 対処すべき課題

わが国内経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化や、ロシアのウクライナ侵攻に伴う地政学的リスクによる急激な為替相場の変動、世界的な資源価格の高騰、欧米における金利上昇などにより、未だ景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社グループが属する外食産業を取り巻く環境においては、新型コロナウイルス感染者数は4月より徐々に減少傾向で推移したものの、7月頃から第7波の影響により感染者数が急増いたしました。その後、感染者数は徐々に減少したものの、需要は未だ回復途中であり、加えて、ロシアのウクライナ侵攻に伴う地政学的リスクの影響による、原材料費の高騰や水道光熱費の急激な上昇、その他人材不足及び採用コスト増加、最低賃金の上昇並びに社会保険の適用範囲の拡大による人件費上昇など、依然として事業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

ブライダル産業を取り巻く環境においては、少子高齢化に伴う婚姻組数の減少や、価値観の多様化による「なし婚」層の増加等に加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の影響による大人数での婚礼や宴席の自粛ムードから、組数・組人数の減少が続いておりました。しかしながら、政府等からの行動制限の緩和、10月以降のインバウンド受け入れ態勢の本格再開等により回復基調になりました。外食産業と同様に、原材料価格及び水道光熱費の高騰、宿泊・飲食サービス業界での人手不足といった懸念は存在しており、当面は引き続き不透明な状況が続いていくものと予測されます。

このような状況の中、継続的に企業価値を高め、長期的な成長を目指すために、以下の課題に取り組んでまいります。

### ① 店舗収益力の維持向上

飲食事業では、外食産業における企業間競争が激化する中、当社グループはお客様のニーズに合った商品開発、商品クオリティの向上及び「人」によるおもてなしの付加価値の向上を追求し、継続的な会員獲得、顧客育成によるリピート率の向上を図る戦略をとることで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

ブライダル事業では、他会場にはないロケーションを活かし、「思い出の場所は始まりの場所となり、永遠の場所となる」をテーマに掲げ、挙式後も新郎新婦様が何度でも帰ってこられる会場として、リピーター戦略を実施し、他社と差別化することで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

### ② 新規出店エリアの拡大、既存店の業態変更、新業態開発について

当社グループは、九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」、本格ジンギスカンとハイボールを思う存分楽しんでいただける「大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん」を中心に、「こだわりもん一家」「にのや」「韓国屋台ハンサム」など様々な業態の飲食店を首都圏で展開しております。サービス・商品力の向上、人材教育、店舗設備の改善を常に図ることにより、競合店との差別化を図っております。

継続的に企業価値の向上、業績の拡大を図るために新規出店を継続し、出店エリアの拡大を図っていくとともに、既存店舗も立地に最も適した業態への変更、お客様のニーズに合った新業態開発を進めていく方針であります。

### ③ 人材の確保・育成について

企業価値の向上、飲食事業及びブライダル事業の業績拡大と安定のためには正社員、パート・アルバイトの人材の確保及び育成が必要不可欠な要素であり、重要な課題であると考えております。

人材の確保については、中途採用の拡充と新卒採用の積極的な採用、アルバイトからの社員への転換に注力し、正社員の確保を図ってまいります。また少子高齢化が進む中、パートの採用を強化し、店舗業務の効率化を図っております。

人材の育成に関しては、階層別の社内研修制度を強化し、店舗におけるサービスレベルの均一化を図るとともに、経営者視点を持ちながら、マネジメントできる人材へと育成してまいります。

パート・アルバイトに関しても、社内の勉強会やサービス・料理コンテストなどの教育及び称賛の場の拡充により、働きながら学べる環境を整え、ロイヤリティの高い人材へと育成してまいります。

(6) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

	第1期 (2022年3月期)	第2期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	4,424,518	8,376,142
経常利益又は経常損失 (千円)	△751,781	131,369
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	189,547	80,046
1株当たり当期純利益 (円)	28.56	11.93
総資産 (千円)	4,658,723	4,767,123
純資産 (千円)	598,388	937,645
1株当たり純資産額 (円)	87.93	128.90

②当社の財産及び損益の状況の推移

	第1期 (2022年3月期)	第2期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	162,591	387,561
経常利益 (千円)	7,599	14,190
当期純利益 (千円)	24,713	6,599
1株当たり当期純利益 (円)	3.71	0.98
総資産 (千円)	560,509	848,602
純資産 (千円)	438,792	696,931
1株当たり純資産額 (円)	63.95	96.00

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社一家ダイニングプロジェクト	30,000千円	100%	飲食店の経営 ブライダル施設の運営

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社一家ダイニングプロジェクト	千葉県市川市	367,567千円	848,602千円

(8) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、「あらゆる人の幸せにかかわる日本一のおもてなし集団」をグループミッションに掲げ、以下の事業を行っております。

① 飲食事業

九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」、本格ジンギスカンとハイボールを思う存分楽しんでいただける「大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん」を中心に「こだわりもん一家」、「にのや」、「韓国屋台ハンサム」など様々な業態の飲食店を、首都圏で直営にて展開しております。

② ブライダル事業

ブライダル施設The Place of Tokyoの運営を行っております。

(9) 主要な事業所等（2023年3月31日現在）

① 当社

本社	千葉県市川市
----	--------

② 子会社

株式会社一家ダイニングプロジェクト	本社	千葉県市川市
	飲食事業店舗	東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県（73店舗）
	ブライダル施設	東京都港区
株式会社Ego	本社	千葉県市川市
	飲食事業店舗	東京都（1店舗）

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
319名 (349名)	33名増 (183名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人数 (1日1人8時間換算) を ( ) 外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べ、従業員数が33名 (臨時雇用者数は183名) 増加しております。主な理由は、新規出店等の事業拡大及び株式会社Egoの子会社化によるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名 (1名)	2名減 (-名)	36.1歳	7.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人数 (1日1人8時間換算) を ( ) 外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社グループ内における勤続年数を含めて計算しております。
3. 前連結会計年度末に比べ、従業員数が2名減少しております。主な理由は、従業員から役員へ区分変更を行ったことによるものであります。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	876,878千円
株式会社三菱UFJ銀行	313,780千円
株式会社商工組合中央金庫	287,628千円
株式会社三井住友銀行	275,548千円
株式会社京葉銀行	248,859千円
株式会社日本政策投資銀行	231,000千円
株式会社りそな銀行	121,128千円
株式会社常陽銀行	91,663千円
株式会社千葉興業銀行	78,200千円
株式会社みずほ銀行	46,292千円
株式会社きらぼし銀行	46,292千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,560,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,083,700株
- (3) 株主数 10,626名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社TKコーポレーション	1,600,000 株	22.58 %
武 長 太 郎	1,135,800 株	16.03 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	183,100 株	2.58 %
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	113,900 株	1.60 %
サントリー株式会社	80,000 株	1.12 %
野村證券株式会社	45,800 株	0.64 %
株式会社古舘篤臣総合事務所	35,100 株	0.49 %
寺 口 義 弘	35,000 株	0.49 %
西 山 知 義	32,000 株	0.45 %
岡 崎 洋 司	32,000 株	0.45 %

(注) 自己株式は保有しておりません。また、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び子会社の取締役に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	12,100株	7名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 上記以外に当社子会社の取締役2名に対して、2,600株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数

- ① 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び子会社の取締役に對する譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数は14,700株増加しております。
- ② 当事業年度中における第5回新株予約権の行使により、発行済株式の総数が400,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 新株予約権の数

185個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 148,000株（新株予約権1個につき800株）



③ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	第1回（42円）	2021年10月1日 ～2025年12月24日	155個	6名
社外取締役 （監査等委員を除く）	第3回（325円）	2021年10月1日 ～2027年3月30日	30個	1名
合計			185個	7名

（注）2021年10月1日を効力発生日とする株式移転により当社の完全子会社となった株式会社一家ダイニングプロジェクトが発行していた同社第1回新株予約権（発行決議日2015年12月24日）及び同社第3回新株予約権（発行決議日2017年3月29日）の新株予約権者に対し、その保有する同新株予約権に代わるものとして、当該株式移転に係る株式移転計画に基づき、2021年10月1日に交付したものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第5回新株予約権（以下、「本新株予約権」）について、割当先より、その保有する本新株予約権について、2023年2月20日付で取得請求権を行使する旨の通知を受領し、当社が本新株予約権のすべてを取得することとなり、行使期間末日である2023年2月28日において本新株予約権が消滅いたしました。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武長 太郎	代表取締役社長	株式会社一家ダイニングプロジェクト 代表取締役社長
秋山 淳	取締役副社長営業統括	株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役副社長営業統括
野瀬 健	取締役人財育成部長	—
高橋 広宜	取締役管理部長	—
岩田 明	取締役経営企画室長	—
清水 将登	取締役総務部長	株式会社一家ダイニングプロジェクト 監査役
渡邊 桂一	取締役営業開発部長	—
赤塚 元気	社外取締役	株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役 株式会社DREAM ON 代表取締役 株式会社ONE HUNDRED BAKERY 代表取締役 株式会社さぼマル 取締役 株式会社ハンバーグ食べたい 代表取締役 株式会社ESPRESSO D WORKS 代表取締役
五宝 滋夫	社外取締役（監査等委員）	シライ電子工業株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社Kaizen Platform 社外監査役
由木 竜太	社外取締役（監査等委員）	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社サーキュレーション 社外監査役
神野 美穂	社外取締役（監査等委員）	神野公認会計士事務所 所長 株式会社サイオンアカデミー 代表取締役

- (注) 1. 赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）由木竜太氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有する者であります。
3. 取締役（監査等委員）神野美穂氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査等委員会設置のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役・監査役であり、保険料は当社が全額負担しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役会において報酬等の額の決定に関する方針を議論し決定しており、当該決定方針の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下5まで同じ。）の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような目的を実現するのに相応しいものとする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その金額は、役位、職責、貢献度、業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）  
非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、長期的な当社の業績向上・株価上昇へのインセンティブ及び既存の優秀な人材のリテンションとして機能するようその内容、付与する数、及び付与する時期等を定めるものとする。  
なお、中長期的な業績と連動した株式報酬を適切な割合において支給することについても引き続き検討する。
4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を勘案し決定することとする。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長武長太郎にその具体的内容の決定を委任するものとし、その権限の内容は当該決議及び本基本方針を踏まえた評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。  
なお、譲渡制限付株式報酬は、本基本方針を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

- ② 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
 取締役会において、取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を 除く)	90,454千円	85,464千円	—	4,989千円	8名
(うち社外取締役)	(3,900千円)	(3,900千円)	—	—	(1名)
監査等委員である 取締役	15,102千円	15,102千円	—	—	3名
(うち社外取締役)	(15,102千円)	(15,102千円)	—	—	(3名)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において、年額200,000千円以内 (うち社外取締役分は20,000千円) (ただし、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。当該株主総会後の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の数は8名 (うち社外取締役1名) です。  
 上記報酬等のほか、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において、取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) に対する譲渡制限付株式報酬の付与に関する報酬等の額は年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会後の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は7名 (社外取締役を除く) です。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第1期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会後の監査等委員である取締役の数は3名 (うち社外取締役3名) です。
3. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社株式であり、当事業年度に費用計上した額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役 赤塚 元気	株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役 株式会社DREAM ON 代表取締役 株式会社ONE HUNDRED BAKERY 代表取締役 株式会社さぼマル 取締役 株式会社ハンバーグ食べたい 代表取締役 株式会社ESPRESSO D WORKS 代表取締役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 五宝 滋夫	シライ電子工業株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社Kaizen Platform 社外監査役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 由木 竜太	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社サーキュレーション 社外監査役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 神野 美穂	神野公認会計士事務所 所長 株式会社サイオンアカデミー 代表取締役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 赤塚 元気	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。飲食業界、サービス業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の継続的な成長と企業価値向上を図るため、当社の経営に対しての監督及び助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 五宝 滋夫	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。上場企業の監査役として培った知識、経験からコーポレート・ガバナンス強化、経営の透明性及び健全性の維持・向上のために、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 由木 竜太	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的知見からコーポレート・ガバナンス強化、経営の透明性及び健全性の維持・向上のために、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 神野 美穂	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的知見からコーポレート・ガバナンス強化、経営の透明性及び健全性の維持・向上のために、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言など適切な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人に関する状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、取締役及び従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め法令及び定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。  
また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令及び定款に適合しているか内部監査を実施し、経営の透明性を高める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 当社は、法令・社内ルール（文書管理規程）に基づき、文書等の保存を行う。また、「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報の管理を行うものとする。
  - b. 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）及びその他の重要な情報を、法令及び社内ルールに従って適切に保存及び管理する。
3. 損失の危険管理に関する体制  
損失の危険に関して全社的に関わるリスクの監視及び全社的対応は管理部が行い、各部門の所轄業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。  
また、取締役会の下に執行役員を配置し、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備については、子会社に対し「関係会社管理規程」に基づく経営管理を行い、定期的に子会社から当社へ業務執行及び財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認する。必要に応じて、親会社は子会社に対し、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。



6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフ（総務部門）を置くこととする。

配置される従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査等委員会の同意を得たうえで決定する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令違反及び不正行為、又は会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。

監査等委員会に報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。また、三様監査として内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合をもち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行う。

監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当該職務の執行に必要でないと認められるときを除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の役員及び当社の従業員に対してその徹底を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「社訓」、「グループミッション」を制定し、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。

監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が、法令及び定款に適合しているかを監査しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内における職務の執行が、法令及び社内規程に適合しているかを監査しております。

なお、内部通報窓口に加え、ハラスメント相談窓口を設置し、役職員の不正もしくは法令違反等を発見した場合に、通報できるよう体制を整備しております。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定め及び社内規程に則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めております。

## 3. 損失の危険管理に関する体制

当社では、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス、衛生管理及びその他の様々なリスクについて認識し、リスクの重要度評価を行ったうえで、重要リスクについては責任者を定め、リスク対応計画を策定し、定期的に関係されるリスクコンプライアンス委員会において、その計画の進捗状況及び世間や他会社で顕在化したリスクに関する情報を共有しております。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催し、適切な職務執行が行える体制を確保しております。また、取締役会で決議を要しない事項については、経営会議において決議しております。

## 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社及び連結子会社2社、非連結子会社1社であり、定期的の子会社の財務状況及び業務執行状況などの報告を受けるとともに、四半期毎に取締役会等の重要な会議にて、子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社及び子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認しております。

## 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、現在監査等委員会の職務を補助する使用人を設置していませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査等委員会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員の指示の実効性

の確保に努めるものとします。また、監査等委員から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めております。

取締役又は使用人は、監査等委員会の求めに応じて、必要な説明及び情報提供を行うこととしております。また、取締役及び使用人は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項を、発見し次第遅滞なく監査等委員会に報告するものとしております。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、当事業年度中、代表取締役社長との定期面談のほか、社内取締役との面談の機会を持ち、意見交換を行っております。また、三様監査として、内部監査部門と連携のうえ、会計監査人と定期的に会合を持つほか、子会社の監査役と連携を深めながら監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

9. 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体であると判明した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会的勢力該当性を検証し、問題がないことを確認したうえで、取引を開始しております。

なお、当事業年度中、問題となる事案は発生しておりませんが、万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内に周知しております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,623,185	流動負債	1,670,563
現金及び預金	1,183,763	買掛金	237,344
売掛金	260,614	1年内返済予定の長期借入金	801,408
その他の他	178,951	未払金	367,453
貸倒引当金	△144	未払法人税等	19,916
固定資産	3,143,937	資産除去債務	4,908
有形固定資産	1,672,299	その他	239,533
建物及び構築物	1,441,568	固定負債	2,158,913
工具、器具及び備品	139,834	長期借入金	1,815,860
土地	6,215	資産除去債務	282,871
建設仮勘定	81,434	その他	60,182
その他	3,247	負債合計	3,829,477
無形固定資産	8,116	(純資産の部)	
のれん	5,604	株主資本	909,685
その他	2,512	資本金	172,149
投資その他の資産	1,463,521	資本剰余金	1,055,024
投資有価証券	35,477	利益剰余金	△317,487
長期貸付金	1,004	その他の包括利益累計額	3,372
関係会社長期貸付金	43,610	その他有価証券評価差額金	3,372
敷金及び保証金	815,069	新株予約権	16,916
繰延税金資産	374,198	非支配株主持分	7,670
その他	194,160	純資産合計	937,645
資産合計	4,767,123	負債・純資産合計	4,767,123

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,376,142
売 上 原 価	2,856,017
売 上 総 利 益	5,520,124
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,353,259
営 業 利 益	166,865
営 業 外 収 益	
受 取 手 数 料	1,179
助 成 金 収 入	6,873
利 子 補 給 金	3,059
そ の 他	2,994
	14,107
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	18,175
支 払 手 数 料	29,200
そ の 他	2,227
	49,603
経 常 利 益	131,369
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	18,348
受 取 補 償 金	15,481
	33,830
特 別 損 失	
減 損 損 失	37,099
固 定 資 産 除 却 損	8,120
解 約 違 約 金	7,761
	52,981
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	112,218
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,430
法 人 税 等 調 整 額	30,048
当 期 純 利 益	82,169
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,123
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	80,046

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	50,000	932,874	△397,534	585,340
当連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行	122,149	122,149		244,298
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			80,046	80,046
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	122,149	122,149	80,046	324,345
当 期 末 残 高	172,149	1,055,024	△317,487	909,685

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	—	—	13,047	—	598,388
当連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行			△1,460		242,838
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					80,046
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,372	3,372	5,328	7,670	16,371
当連結会計年度変動額合計	3,372	3,372	3,868	7,670	339,257
当 期 末 残 高	3,372	3,372	16,916	7,670	937,645

## 連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称  
株式会社一家ダイニングプロジェクト、株式会社Ego

なお、株式会社Egoについては、株式の取得により当連結会計年度から連結子会社に含めております。

#### (2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称  
Ikka Dining International, Inc.

#### ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・会社等の名称  
Ikka Dining International, Inc.

#### ・持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～47年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 飲食事業

飲食事業においては、顧客に対して飲食サービスを提供しております。飲食サービスは顧客に飲食サービスの提供が完了した時点で当社グループの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

② ブライダル事業

ブライダル事業においては、顧客に対して婚礼及び宴席サービスを提供しております。婚礼及び宴席サービスの提供が完了した時点で当社グループの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。



(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

② グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

### 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

### 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額
有形固定資産	1,672,299千円
無形固定資産	2,512千円
長期前払費用（注）	194,160千円
減損損失	37,099千円

(注) 投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①減損の兆候の判定と割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグループピングしております。減損の兆候がある資産又は資産グループについては、店舗又は事業別の事業計画に基づき割引前将来キャッシュ・フローを見積もり、減損の認識の要否を判断しております。

減損の兆候があると判断したものの、減損損失の認識の判定において、割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから減損損失を認識していない固定資産は、当社の子会社である株式会社一家ダイニングプロジェクトの飲食事業で253,168千円であります。

## ②主要な仮定

事業計画の策定や割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は売上高見込みであり、飲食事業・ブライダル事業において、2023年3月期下期の実績や直近の状況を考慮して策定しております。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しておりますが、経営環境の著しい変化があった場合は、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	417,491千円

### (2) その他見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

#### ①将来の収益力に基づく課税所得の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、見積可能期間5年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。なお、当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、グループ通算制度を適用する場合の税効果会計により会計処理を行っております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌連結会計年度の事業計画を基礎に、新規出店などについて一定の仮定を設けて織り込んでおり、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

## ②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りに用いた主要な仮定は売上高見込み及び新規出店計画であり、売上高見込みについては1（2）②の記載と同様であります。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しておりますが、経営環境の著しい変化があった場合は、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに影響を受け、結果として翌連結会計年度において繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,516,527千円
契約負債	56,641千円

## 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは下記の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
千葉県	店舗（2店舗）	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他	37,099

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

飲食事業において、1店舗における営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、また、1店舗における閉店の決定のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

また、減損損失の内訳は、建物30,682千円、工具、器具及び備品5,778千円、長期前払費用638千円であります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,657,000	426,700	—	7,083,700

#### (変動事由の概要)

ストック・オプションの行使による増加 12,000株

第5回新株予約権の行使による増加 400,000株

譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加 14,700株

### 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	第1回新株予約権	普通株式	220,800	—	12,000	208,800	—
	第2回新株予約権	普通株式	4,800	—	—	4,800	—
	第3回新株予約権	普通株式	24,000	—	—	24,000	—
	第4回新株予約権	普通株式	88,800	—	—	88,800	16,916
	第5回新株予約権	普通株式	1,000,000	—	1,000,000	—	—
合計		—	1,338,400	—	1,012,000	326,400	16,916

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては一時的な余剰資金を流動性の高い金融資産で運用しており、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主に店舗物件の賃貸に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は投資信託であり、主に市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて短期の支払期日であります。借入金は、主に営業取引及び店舗に関する設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規程に従って、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、契約時に保有会社の与信管理を行い、定期的に保有会社の与信状況の確認を行っております。

##### ② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券は投資信託であり、定期的に時価等を把握し、保有状況を見直しております。

借入金については、資金調達時において金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	35,477	35,477	—
敷金及び保証金	815,069	763,412	△51,657
資産計	850,546	798,889	△51,657
長期借入金（※）	2,617,268	2,616,846	△421
負債計	2,617,268	2,616,846	△421

（※） 1年以内に返済期限が到来するものを含んでおります。

（注）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	—

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	—	35,477	—	35,477
資産計	—	35,477	—	35,477

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	763,412	—	763,412
資産計	—	763,412	—	763,412
長期借入金	—	2,616,846	—	2,616,846
負債計	—	2,616,846	—	2,616,846

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資信託の時価については、市場における取引価格は存在せず、かつ解約等には重要な制限がないため、取引金融機関から提示された基準価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した貸借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、時価をレベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	飲食事業	ブライダル事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	6,387,210	1,988,932	8,376,142	—	8,376,142
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,387,210	1,988,932	8,376,142	—	8,376,142
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	6,387,210	1,988,932	8,376,142	—	8,376,142

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

#### (1) 契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	70,795
契約負債（期末残高）	56,641

契約負債は主に、ブライダル事業における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。



## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	128円90銭
1 株当たり当期純利益	11円93銭

## 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2023年5月29日開催の取締役会において、以下のとおり、2023年6月27日に開催を予定しております、第2回定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案を付議することについて決議しました。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社の今後の株主還元（配当及び自己株式取得）を含む、資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、下記記載の通り資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

### 2. 資本金の額の減少の概要

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額172,149,450円のうち142,149,450円を減少し、減少後の資本金の額を30,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額142,149,450円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

### 3. 資本準備金の額の減少の概要

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額122,149,450円の全額を減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額122,149,450円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### 4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日              | 2023年5月29日     |
| (2) 定時株主総会決議日            | 2023年6月27日（予定） |
| (3) 債権者異議申述公告日           | 2023年7月6日（予定）  |
| (4) 債権者異議申述最終期日          | 2023年8月7日（予定）  |
| (5) 資本金及び資本準備金の額の減少効力発生日 | 2023年8月15日（予定） |

#### 5. 今後の見通し

本件は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はなく、当社業績に与える影響はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のお手持ちの株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

なお、上記の内容につきましては、2023年6月27日開催予定の定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>366,484</b>	<b>流動負債</b>	<b>124,920</b>
現金及び預金	322,672	短期借入金	70,000
売掛金	36,557	1年内返済予定の長期借入金	3,000
前払費用	6,679	未払金	27,570
その他	576	未払費用	2,656
<b>固定資産</b>	<b>482,117</b>	未払法人税等	6,671
<b>有形固定資産</b>	<b>37,915</b>	資産除去債務	4,908
建物	30,862	その他	10,114
土地	6,215	<b>固定負債</b>	<b>26,750</b>
その他	838	長期借入金	26,750
<b>無形固定資産</b>	<b>374</b>	<b>負債合計</b>	<b>151,670</b>
その他	374	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>443,827</b>	<b>株主資本</b>	<b>676,642</b>
投資有価証券	35,477	資本金	172,149
関係会社株式	388,017	資本剰余金	473,180
繰延税金資産	1,094	資本準備金	122,149
その他	19,237	その他資本剰余金	351,031
<b>資産合計</b>	<b>848,602</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>31,312</b>
		その他利益剰余金	31,312
		繰越利益剰余金	31,312
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,372</b>
		その他有価証券評価差額金	3,372
		<b>新株予約権</b>	<b>16,916</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>696,931</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>848,602</b>

# 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	387,561
売 上 総 利 益	387,561
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	372,941
営 業 利 益	14,619
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	3
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	433
経 常 利 益	14,190
税 引 前 当 期 純 利 益	14,190
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,140
法 人 税 等 調 整 額	△2,549
当 期 純 利 益	6,599

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	50,000	—	351,031	351,031	24,713	24,713
当 期 変 動 額						
新株の発行	122,149	122,149		122,149		
当期純利益					6,599	6,599
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	122,149	122,149	—	122,149	6,599	6,599
当 期 末 残 高	172,149	122,149	351,031	473,180	31,312	31,312

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当 期 首 残 高	425,744	—	—	13,047	438,792
当 期 変 動 額					
新株の発行	244,298			△1,460	242,838
当期純利益	6,599				6,599
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	3,372	3,372	5,328	8,701
当 期 変 動 額 合 計	250,897	3,372	3,372	3,868	258,139
当 期 末 残 高	676,642	3,372	3,372	16,916	696,931

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～47年

工具、器具及び備品 3～8年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料であります。経営指導料は、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

## 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更

貸借対照表関係

前事業年度において投資その他の資産の「その他」に含めておりました「繰延税金資産」（前事業年度33千円）は、金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において流動負債の「その他」に含めておりました「未払費用」（前事業年度1,834千円）、「未払法人税等」（前事業年度1,235千円）は、金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 関連会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額
関係会社株式	388,017千円（うち、株式会社一家ダイニングプロジェクト 367,567千円）

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、その実質価額まで減額し、関係会社株式評価損を認識します。

当事業年度において関係会社株式評価損は認識しておりませんが、連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記1、2」に記載の通り、当社の子会社である株式会社一家ダイニングプロジェクトにおいて固定資産の減損損失の計上や繰延税金資産の取崩しによる財政状態の悪化が生じた場合には、翌事業年度において当該子会社株式に係る関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 36,100千円
- 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
  - 売掛金 36,557千円
  - 短期借入金 70,000千円
  - 未払金 11,143千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引（収入分）	387,561千円
営業取引（支出分）	1,412千円
営業取引以外の取引（支出分）	385千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	—	—	—

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	1,152千円
株式報酬費用	1,856千円
資産除去債務	1,502千円
その他	125千円

繰延税金資産小計 4,636千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\Delta$ 1,856千円

繰延税金資産合計 2,780千円

### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	197千円
その他有価証券評価差額金	1,488千円

繰延税金負債合計 1,685千円

繰延税金資産純額 1,094千円

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。



関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	㈱一家ダイニングプロジェクト	所有 直接100%	経営管理等 役員の兼任	経営指導料の受取 (注1)	387,561	売掛金	36,557
				経費の立替等 (注2)	123,707	未払金	5,209
			資金の借入 (注3)	資金の借入	—	短期借入金	70,000
				利息の支払	385	未払金	94
子会社	㈱Ego	所有 直接70%	経営管理等	増資の引受 (注4)	19,950	—	—

- (注) 1. 経営指導料については、業務内容を勘案し、契約に基づき合理的に決定しております。  
 2. 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。  
 3. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 4. 増資の引受については、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資であります。

## 2. 個人

(単位：千円)

指名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
武長 太郎	所有 直接16.03%	代表取締役	債務の保証 (注1)	30,000	長期借入金 (注2)	29,750

- (注) 1. 当社の銀行借入について債務保証を受けております。なお保証料は支払っておりません。  
2. 1年内返済予定の長期借入金も含めております。

### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	96円00銭
1株当たり当期純利益	0円98銭

### 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社一家ホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 亮一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉川 高史

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社一家ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一家ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株式会社一家ホールディングス  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	吉田 亮一
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	吉川 高史
業務執行社員		

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社一家ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に当社の取締役会において事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社一家ホールディングス 監査等委員会

監査等委員（社外） 五宝滋夫 ㊟

監査等委員（社外） 由木竜太 ㊟

監査等委員（社外） 神野美穂 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

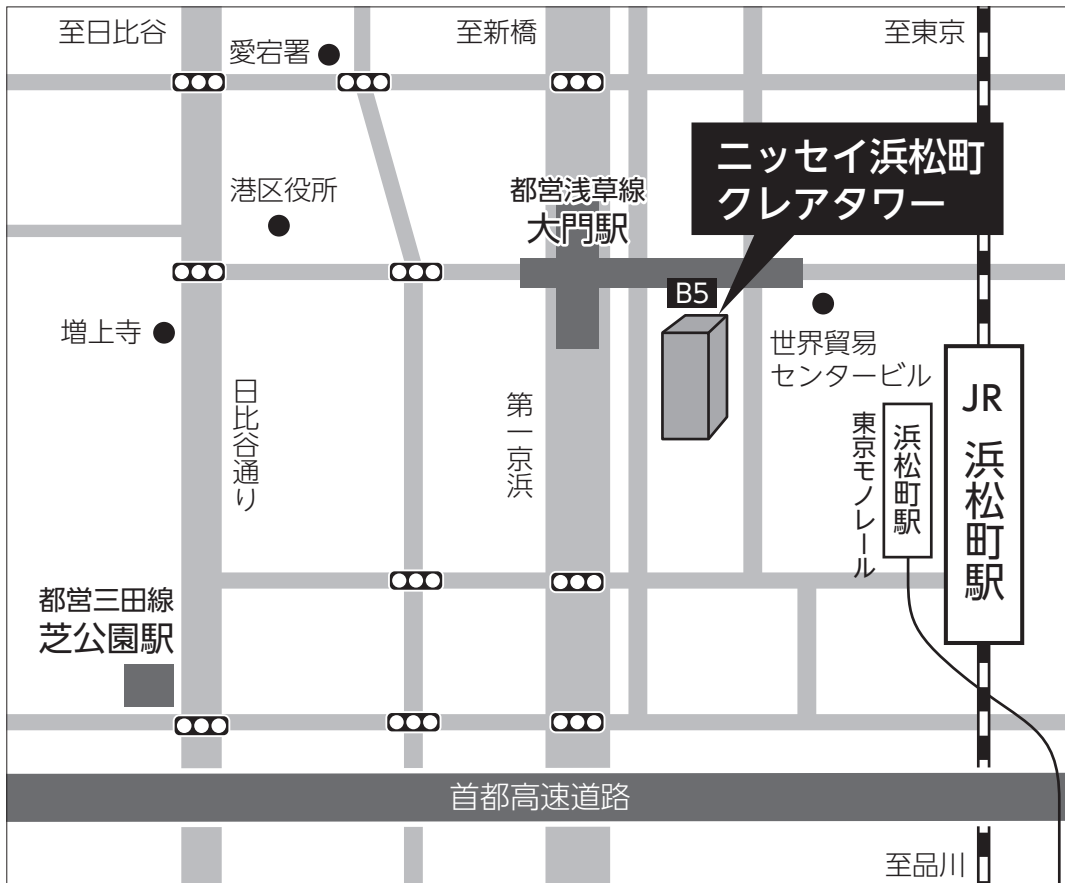


会場

東京都港区浜松町二丁目3番1号

浜松町コンベンションホール & Hybridスタジオ 5階 大ホールAB

代表電話：03-6432-4075



交通  
アクセス  
のご案内

- 都営浅草線・大江戸線 大門駅 …………… B5出口より直結
- JR線・東京モノレール 浜松町駅 …………… 北口より徒歩2分

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。